

# 江戸川区防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江戸川区防災会議条例（昭和38年7月江戸川区条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、江戸川区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第5項第2号に定める委員のうち、江戸川区の職員及び教育委員会の職員並びに同項第6号に定める自主防災組織を構成する者又は学識経験者は、別表のとおりとする。

(招集)

第3条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第4条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開等)

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）の定員は、10人以内とする。

3 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 前号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

4 傍聴人が、前項各号の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の記録)

第6条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の職名及び氏名

(3) 議事の件名及び概要並びに議決事項

(4) その他必要と認める事項

(委任)

第7条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第8条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

付 則

この規程は、昭和38年7月15日から施行する。

付 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年11月19日整理番号第26号）

この要綱は、平成20年11月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成24年4月1日要綱第3号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年11月1日要綱第93号）

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日要綱第67号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日要綱第59号）

この要綱は、平成29年4月1日に施行する。

付 則（平成31年4月1日要綱第28号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年7月15日要綱第200号）

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

付 則（令和3年4月1日要綱第21号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年10月12日要綱第149号）

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

付 則（令和8年5月18日）

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

江戸川区の職員	担任に係る副区長 他の副区長 経営企画部長 SDGs推進部長 新庁舎・施設整備部長 危機管理 部長 総務部長 都市開発部長 環境部長 文化共育部長 生活振興 部長 産業経済部長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 土木部 長 区議会事務局長
教育委員会の職員	教育長
自主防災組織を構成する者 又は学識経験者	江戸川区議会議長 同副議長 同総務委員長 同生活振興環境委員長 同福祉健康委員長 同文教委員長 同建設委員長 小松川平井地区連合町会長 松江地区連合町会長 一之江地区町会連 合会長 葛西地区自治会連合会長 小岩自治会連合会長 瑞江地区連 合町会長 篠崎地区連合町会長 鹿骨地区自治会連合会長 大学教授 等